

第1回滋賀県いじめ再調査委員会 開催概要

日 時 平成26年5月28日(水) 午後1時30分から午後3時まで

場 所 滋賀県庁本館4 - A会議室

出席者 委 員：上杉委員長、栗田委員、崔委員、佐々木委員、中委員
県 長：知事、総務課長、総務課職員7名、県教育委員会職員2名

議 事

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 知事あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長選任
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 議 事
 - (1) いじめ防止対策法の概要、いじめ防止基本方針および滋賀県いじめ防止基本方針について
 - (2) 滋賀県におけるいじめ対策について
 - (3) 滋賀県いじめ再調査委員会における調査について
 - (4) 滋賀県いじめ再調査委員会の運営について

審議経過

- 1 委嘱状交付

[概要]

知事から委嘱状を交付

- 2 知事あいさつ

改めまして皆さんこんにちは。

このたびは皆様大変ご多用にも関わらず、滋賀県いじめ再調査委員会の委員をお引き受けいただいたこと、また、本日のいじめ再調査委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃は滋賀県政の推進にご協力をいただいておりますことをこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、国の方では昨年9月にいじめ等の防止を総合的かつ効果的に推進することを目的としました「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

これを受けまして、本県におきましても、去る3月27日に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定いたしました。実はこの方針を策定するに当たりまして、またその前の段階で、大津のいじめ事件の社会問題化の中で県として前向きに取り組んできたことが2つございます。

1つは、上杉先生にご協力いただきまして、いじめ問題というのは、どういう社会的、心理的要因があるのか、その本質のところを調査研究しなければ、ある意味でその場その場の切り貼りの政策になってしまうのではないかとということで、随分ご熱心に調査研究していただきました。そこで出てきた問題提起というのは、いじめは事件なり事故というよりは、社会関係の病理であり、いわば戦後の日本の教育制度の中で個性を尊重しながらも、一方でいわば社会的な同調を強固に求めるという、そのあたりのダブルバインドの状況が

子供たちの中に表れているのではないかと、大変深い分析をいただきました。社会関係性の病理ということで、ここについては、行政や教育だけではなくて社会全体で対処しないといけないということだという教えをいただきました。

もう1点は、県としての責任でございます。これまで私も知事に就任させていただいてから、教育の中立性、独立性というところから、できるだけ知事部局は教育委員会を尊重してきたわけでございますけれども、結果として教育委員会の中、ある意味で責任を重く持ちすぎてしまって、例えば知事部局の持っているリソース、福祉であるとか医療であるとか、あるいは県全体が持っている警察というような社会的なリソースが十分活用できていないのではないかとということで、知事を筆頭とした対策本部を作らせていただきました。そのところでは、子ども目線を第一に、子どもの最善の利益に向かってすべての部局が横串をさして警察も含めて協力をするということでの体制づくりをさせていただきました。

その2つの背景がありまして、実は今回の委員会にもなっているわけでございます。何よりも大事なのは、子どもの最善の利益、子ども目線に立って児童、生徒一人一人を人格として、独立した人格として尊重をする。そして、できるだけそれぞれの子どもが自らで、問題解決能力をつけるということを今回の滋賀県の方針の柱にさせていただいております。そのための具体的な方針をさまざま盛り込んでおります。

こういう中で、今日お集まりいただきましたいじめ再調査委員会は、重大事態が発生した場合に、学校または学校の設置者から報告を受けた重大事態に係る調査報告について、さらに精査分析を行い、必要に応じて中立、公平な立場から再調査を行うための県の付属機関として設置をさせていただきました。

このような仕組みを通じまして、いじめ防止に向けた取り組みについて着実に効果を高めていきたいと考えております。現場においては、小・中・高ある意味で設置者に関係なく、あるいは現場においては社会・地域に関係なく問題は起きております。そのところをぜひ横つなぎで、できるだけすべての皆さんの力を合わせることで、この再調査委員会の役割も果たしていただければと思います。大津の事件のいわば地元としての責任もございまして、そのあたりそれぞれご専門の立場での知見とご経験を生かした上での委員会よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初の委員会でもあり、皆様のご意見を聴かせていただきたいのですが、今日は次の予定もございまして、改めて皆さんにお願いを申し上げて私からのお礼のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

3 委員紹介

[概要]

事務局から各委員を紹介

4 委員長選任

[概要]

滋賀県いじめ再調査委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員の互選により上杉委員を委員長に選任

5 委員長職務代理者の指名

[概要]

滋賀県いじめ再調査委員会条例第6条第3項の規定に基づき、委員長が竹下委員を委員長職務代理者に指名

6 議 事

(1) いじめ防止対策法の概要、いじめ防止基本方針および滋賀県いじめ防止基本方針について

[概要]

県教育委員会事務局から、「いじめ防止対策法」、「いじめ防止基本方針」および「滋賀県いじめ防止基本方針」について、資料に基づき説明

[質疑等]

特になし

(2) 滋賀県におけるいじめ対策について

[概要]

県教育委員会事務局から、「平成 26 年度 県におけるいじめ対策」について、資料に基づき説明

[質疑等]

(委員)

資料の中で「教育委員会」と記載されているのは、県の教育委員会のことか。市町の教育委員会も含めたものか。

(事務局)

基本的には、ほとんどの事業が県の教育委員会のものであるが、相談窓口としては、私立等を含めた小・中学校もすべて対応させていただいている。

公立学校としたとき、小・中学校については、市町の教育委員会も関わってくる。そのうち、県立学校となると県の教育委員会に関係してきて、資料にあるように県立学校はいじめ問題調査委員会や、このいじめ再調査委員会が関わってくる。

(委員)

私立学校に対して行われる総務部の支援であるが、具体的にどんなことを考えているのか。もしあれば教えていただきたい。

(事務局)

県教育委員会は県立学校の設置者であり、直接できることがあるが、私立学校については、私立の独自性ということもあり、なかなか支援しにくいという部分がある。具体的に今支援していることとしては、例えば少人数学級を編成されている場合、加配教員を採用してもらっている場合、あるいはスクールカウンセラーを雇われている場合には経常費の補助金を傾斜配分しているといったことがある。また、人権教育の面でいえば県の方でも直接研修会を開催するなどの側面支援的な支援をしている。

(3) 滋賀県いじめ再調査委員会における調査について

[概要]

事務局から、「滋賀県いじめ再調査委員会の概要」および「重大事態対応想定フロー」について、資料に基づき説明

[質疑等]

(委員)

重大事態の定義のうち、「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」とは、年間 30 日を目安にするとなっているが、そうしたケースを含めると相当な数が再調査委員会に上がってくることになるのではないかと。

(事務局)

30 日以上学校を休んだ場合がすべて対象になるというものではない。不登校のうち、いじめが原因のものについて対象になる。法律が昨年施行されてから現在までは、重大事態の報告は上がってきていないので、実際に不登校事案がどれほどあるか承知していないが、今の法律施行後の状況を見ていると、委員会を頻繁に開催しなければならないという状況にはないのではと考えている。

(委員)

昨年 9 月から今までそういった事案がないとすると、それも不思議な気がする。現場からきちんと報告が上がってくるかをきちんとフィードバックして、有効に動いているかどうかの確認も必要である。

(委員)

学校に対していじめの早期発見に向けたアセスメントや、校内体制の整備といったことを、教育委員会としてどのようにアプローチされているのか。また、調査・再調査にあたっては、各学校に記録を、5W1Hできちんと取るという習慣がないと、大変困難を強いられるのではないかと感じる。県下の学校に対して、そのような働きかけ、指導はどのぐらいのレベルでされていて、学校側でどの程度の意識をされているのか。

(事務局)

仕組み、枠組みは一定できたところであるが、それをきちんと動かすことが肝要と考えている。各学校での記録等に関しては、指導等行っていく。県立学校に関しては、スクールカウンセラーも配置し、初期の対応もしていける体制が整ったところと考えている。

(委員)

被害児童・保護者ではなく、加害者の側から申立てがある場合もあるのではないかと。

(事務局)

基本的には、いじめられた申立てを想定しているが、ご指摘のように加害児童側からも申出があるかもしれない。そうした場合でも、加害児童など多くの視点に関しても調査を行うことで事実関係をきちんと明らかにすることで対応していきたい。

(委員)

この委員会を含めて、いじめ重大事態という点の部分での対応として組み立てられているのだと思うが、関係性の病理ということから捉えたとき、ある事案での加害者が他の事案での被害者であったというようなことも現場の感覚からすると、たびたび起きている。抜本的な対応を考えていく場合には、加害者に向けた施策ということも議論のテーブルに上がってくるのではないかと印象を持った。

(4) 滋賀県いじめ再調査委員会の運営について

[概要]

事務局から、「滋賀県いじめ再調査委員会運営要領(案)」、「滋賀県いじめ再調査委員会傍聴要領(案)」および「いじめ再調査に係る審議の中立性・公正性の確保について(案)」について、資料に基づき説明

[質疑等]

特になし

[審議結果]

「滋賀県いじめ再調査委員会運営要領」、「滋賀県いじめ再調査委員会傍聴要領」および「いじめ再調査に係る審議の中立性・公正性の確保について」は、原案どおりで承認を得た。

その他

総務課長から閉会のあいさつ

以上